**平成２８年（フ）第６８０号**
埼玉県川越市仙波町３丁目31番56号
破産者　株式会社ちょいある
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３２７号**
埼玉県熊谷市箱田５丁目17番５号
破産者　株式会社ヤタベ
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第２６５号**
千葉県印西市竹袋434番地
破産者　吉川真奈美
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第１９号**
千葉県白井市復233番地
破産者　相原　伸可
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第１１０号**
千葉県茂原市緑町15番地３（雇用促進住宅１棟209号室）
破産者　滝口　正男
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２８年（フ）第１０９０号**
東京都府中市本宿町２丁目16番地の９プリムローズ605
破産者　丸橋　立資
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１２４９号**
東京都八王子市川口町1400番地の18
破産者　有限会社ヤマハ
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１２５０号**
東京都八王子市川口町1400番地18
破産者　山本　信雄
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１２７号**
東京都立川市錦町６丁目12番13号エスポワール宮崎103号
破産者　鈴置　忠史
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第７８号**
横浜市中区尾上町５丁目77番地２
破産者　株式会社アイネットワーク
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３７４号**
静岡県御殿場市東田中1775番地の22
破産者　株式会社トップエスコート
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第７０７号**
愛知県海部郡大治町三本木字前深田23番地
メゾン・ド・ルポ202号
破産者　杉田　　靖
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２０３５号**
名古屋市中川区宮脇町１丁目47番地の２
破産者　株式会社オートバリュー
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２８号**
三重県伊勢市上地町3110番地
破産者　梅田食品株式会社
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２５年（フ）第２９０３号**
大阪府東大阪市吉田６丁目２番53号
破産者　株式会社日建
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３７５２号**
大阪市西淀川区歌島２丁目２番12号
破産者　株式会社元気一
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７５号**
山形県米沢市舘山４丁目３番30号
破産者　株式会社実証
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第１７７５号**
横浜市保土ケ谷区今井町448番地８
破産者　有限会社ジーフロムジーデザインクルー
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２０８４号**
横浜市保土ケ谷区今井町448番地８
破産者　有限会社アルファコーポレーション
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５６３号**
神奈川県小田原市栄町４丁目９番54号
破産者　有限会社池谷新聞舗
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２７０号**
金沢市保古町ニ124番地
破産者　有限会社太陽カツター
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３０５号**
岐阜市黒野南１丁目83番地
破産者　有限会社大永工業
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所